

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市規則第22号

### 総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則

総社市職員給与支給規則（平成17年総社市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>（地域手当の支給）</u></p> <p><u>第11条 給与条例第13条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</u></p> <p><u>（1）東京都特別区</u></p> <p><u>（2）岡山市</u></p> <p><u>2 給与条例第13条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p><u>（1）東京都特別区 100分の20</u></p> <p><u>（2）岡山市 100分の3</u></p> <p><u>3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p>	<p>第11条 <u>削除</u></p>

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、改正後の第11条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18」と読み替えるものとする。